

メルク【A3020】
(Merck & Co., Inc.)
—和解金のお取扱い(2回目)について—

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、メルクにかかる集団訴訟の和解が成立し、このたび和解金の分配が行われました。条件に該当するお客様には下記の通り和解金が支払われますのでご案内申し上げます。

詳細につきましては、下記のとおりです。

敬具

記

1. 訴訟の内容

メルク並びに、同社の元上席副社長である Edward M. Scolnick らに対し、以下の集団訴訟が米国ニュージャージー地区裁判所にて提起されました。

(1) 訴えの内容

1999年5月21日から2004年10月29日の期間にメルク株式を買付し損失を被った投資家への損失の賠償を請求

(2) 訴えの理由

メルクらは、1999年5月21日から2004年9月30日にかけて同社が製造・販売を手がけた鎮静剤である Vioxx の安全性に関し、重大な事実を隠蔽し虚偽の情報を公表していた。これにより、1999年5月21日から2004年10月29日の期間に、メルク株式の価格が人為的に引き上げられた。このため、1999年5月21日から2004年10月29日の期間に、メルク株式を買付し損失を被った投資家の損失の賠償を求めて集団訴訟が提起された。

(3) 対象となる投資家

1999年5月21日から2004年10月29日の期間にメルク株式を買付し損失を被った投資家

2. 和解の内容

メルクらが和解原資を支払い、今回の訴訟にかかる法廷費用及び和解にかかる事務費用等を控除し、残りを上記第1項(3)に適合する各投資家に配分することで和解が成立しました。

3. 和解金のお取扱い

- ・弊社に分配された和解金を、上記第2項に従って按分した後、円貨にてお客様の口座へお支払い致します。
(円転レート=2/10 TTM-0.5円 109.17円/米ドル)
- ・お客様の口座への入金日は2020年2月14日となります。

4. その他

初回の和解金は2019年2月12日にお客様の口座へお支払いしております。

御不明な点などございましたら、お取引いただいております弊社窓口までお問い合わせ下さい。
本資料は、投資勧誘を目的として作成したのではなく、情報提供を目的としたものであります。

以上

大和証券株式会社